

奈良県森林技術センター公的研究費内部監査実施要綱

令和4年12月1日制定

令和6年11月26日最終改正

奈良県森林技術センター

(趣旨)

1. この要綱は「奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第11条に定める内部監査について必要な事項を定めるものである。

(目的)

2. 内部監査は、公的研究費の使用状況を調査することによって、経理の適正な執行を期するとともに、目的外使用を阻止し不正を防止することを目的とする。

(内部監査部門)

3. 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、監査員及び監査責任者として次の者を置く。
 - (1) 監査員は、職員の中から所長が命じた者とする。
 - (2) 監査責任者は、リスクアプローチ監査対象研究課題の経費の支出に関わっていない課長の中から所長が命じた者とする。

(内部監査部門の権限)

4. 内部監査部門の権限は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 内部監査対象事業の関係者に対し、帳簿及び諸資料の提出又は事実の説明及び報告その他監査の実施上必要な要求を行うことができる。
 - (2) 必要に応じて、内部監査対象事業の関係者以外の者に対し、立会、意見などを求めることができる。
 - (3) 前号の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し又は虚偽の回答をしてはならない。

(内部監査部門の遵守事項)

5. 内部監査部門は次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 内部監査は、すべて事実に基づいて行い、その判断及び意見の表明を行うに当たっては、公正不偏の態度を保持しなければならない。
 - (2) 内部監査により知り得た事項を他に漏らしたり、自ら利用してはならない。

(内部監査の効率化・適正化と質の向上)

6. 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。また、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。

(内部監査の種類と内容)

7. 内部監査の種類と内容は、以下のとおりとする。

(1) 会計書類の監査

ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを実施する。

(2) 管理体制の検証

公的研究費の管理体制に不備がないか検証を行う。

(3) リスクアプローチ監査

不正防止計画推進部署との連携を強化し、当センターの実態に即して不正が発生する要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を毎年度実施する。

(監事との連携)

8. 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うこととする。

(監査の通知)

9. 監査責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査の対象となる事業の研究代表者及び所属の長に対して、その期日及び監査員の職名・氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(監査の報告)

10. 監査責任者は、監査を終了したときは、各監査員の報告をとりまとめ、すみやかに監査報告書を作成し、所長に提出しなければならない。

(改善の措置)

11. 所長は、監査の結果、改善のための対策、措置等を講ずる必要があると認めたときは、直ちにその措置をとるとともに、是正、改善した結果について報告させなければならない。

(その他)

12. この要綱に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は、所長が定める。

附則 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。